第八章の次に次の二章を加える。

第八章の二　ＣＶＡリスク

第一節　算出方式

（ＣＶＡリスク相当額の算出）

第二百七十条の二　信用金庫又は信用金庫連合会は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

一　中央清算機関

二　信用金庫又は信用金庫連合会が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ　間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1)　直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2)　他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ　間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三　資金清算機関等

2　前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十六条第一項（第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

一　中央清算機関

二　信用金庫連合会が中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、前項第二号に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

三　資金清算機関等

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫にあっては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出することができる。

一　内部格付手法採用金庫

二　内部モデル方式採用金庫

三　先進的計測手法採用金庫

四　期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項（第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4　第一項及び前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてＣＶＡリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

第二節　標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百七十条の三　標準的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額（Ｋ）とする。

所要自己資本額（K）$=2.33\times h^{0.5}\times\left(\left(\sum_i 0.5\times w_i\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B\right)-\sum_{ind}w_{ind}\times M_{ind}\times B_{ind}\right)^2+\sum_i 0.75\times w_i^2\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B\right)^2\right)^{0.5}$

hは、保有期間（ただし、hの値は一とする。）

w_iは、取引相手方ｉに係る掛目

M_iは、第百五十七条第一項に規定する実効マチュリティであって取引相手方ｉに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total}は、取引相手方ｉに係るネッティング・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{hedge}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引のマチュリティ

Bは、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

B_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2　前項のw_iは、適格格付機関により付与された取引相手方ｉに係る格付に対応する信用リスク区分（第五十条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1—1	1—2	1—3	1—4	1—5	1—6
ウェイトw_i（パーセント）	○・七	○・八	一・○	二・○	三・○	十・○

3　第一項のw_{ind}は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4　第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方ｉに係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

一　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合　第六章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二　標準方式を用いる場合　第七十五条に規定する与信相当額の割引現在価値

三　期待エクスポージャー方式を用いる場合　第七十六条第二項に規定する与信相当額

5　第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）$=$（想定元本額又は与信相当額）$\times\left(1-EXP\left(-0.05\times M_x\right)\right)/\left(0.05\times M_x\right)$

M_xは、対応するM_i、M_i^{hedge}又はM_{ind}

6　第一項の規定によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一　単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二　単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ